

# 千葉県文化財保護条例施行規則の一部改正について

## 1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号-2及び政法第1410号-2「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（依頼）」により、千葉県文化財保護条例施行規則（昭和30年5月6日教育委員会規則第7号）の様式について所要の規定整備を行うとともに、一部文言の修正を行う。

## 2 改正内容

（押印見直しに係る改正）

○別記第二号様式～第十一号様式、第十三号様式～第十七号様式について、「印」マークを削除する。また注の「個人が申請する場合は、申請者の指名を自署することにより、押印を省略することができる。」を削除する。

（押印以外の軽微な改正）

○第三条及び第十八条第二項中の「き損し」を「毀損し」に改める。

○別記第二号様式及び第十三号様式について、「（き損）」を「（毀損）」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

## 3 施行期日

令和3年10月1日